

**障害のある人が自立して平等に生活をおくることができる**

**町民が共に支えあうまちづくり**

第３次設楽町障害者計画・

第７期設楽町障害福祉計画・

第３期設楽町障害児福祉計画

概 要 版

令和６年３月

１ 計画の概要

●この計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく市町村障害者計画（「第３次設楽町障害者計画」）と障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画（「第７期設楽町障害福祉計画」）、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画（「第３期設楽町障害児福祉計画」）をあわせたものです。

●「第３次設楽町障害者計画」は、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、設楽町における障害者施策の基本的な指針を示すもので、「設楽町総合計画」をはじめ、町の関連計画と整合を図りつつ、策定、推進するものです。

●この計画は、福祉のみならず、まちづくり全般にわたる計画です。その推進にあたっては、障害の有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が不可欠なため、設楽町民のすべてを対象とします。

●「第７期設楽町障害福祉計画・第３期設楽町障害児福祉計画」は、国の基本指針を踏まえ、設楽町における障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示すもので、「第３次設楽町障害者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、高齢者福祉計画など、町の福祉分野の計画との調和を図りつつ、策定、推進するものです。

●これらの計画における障害のある人とは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障害のある児童を含みます。

２ 計画の期間

●「第３次設楽町障害者計画」の期間は、障害者施策を中長期に見据え、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間とします。

●「第７期設楽町障害福祉計画・第３期設楽町障害児福祉計画」の期間は、国の基本指針に基づき、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間となります。

３ 基本理念

わたしたちが暮らす設楽町では、これまで、障害者福祉の基本的な考え方として「ノーマライゼーション」を掲げ、障害のある人もない人も同じように家庭や地域で日常生活や社会生活をおくることができるよう、先人たちにより、たゆまぬ努力が重ねられてきました。

また、この間の障害者権利条約や障害者基本法などの制定により、国内外では「インクルージョン」（障害のある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に暮らしていくという考え方）が唱えられるようになりました。

このような中においても、障害のある人は、今なお差別されることもあり、理解の不足から、あるべき配慮を受けられない状況に遭遇することもあります。

障害のある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、町民一人ひとりが障害について理解を深め、障害のある人への配慮に心がけていく必要があります。それにより、障害のある人とない人とが「共に支えあう」ことのできる平等な社会が形成されます。

この計画においても、これまでの理念を継承し、障害のある人もない人も、尊重しあい、心豊かに生活をおくることができるまちをめざしていきます。

障害のある人が自立して平等に生活をおくることができる

町民が共に支えあうまちづくり

４ 第３次設楽町障害者計画

基本理念のもと、次の３つの基本目標と19の施策を定め、障害者施策の一層の推進を図ります。

* 基本目標Ⅰ　障害のある人と共に生きるためのまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、日常生活や社会生活をおくるためには、障害のあるなしにかかわらず、地域社会の主体として互いを尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障害についての理解や障害のある人への配慮の促進に取り組むとともに、障害のある人も障害のない人と同じように活動できるよう、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインの普及に取り組みます。

**☞ 施策と主な取り組み**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　　策 | 主な取り組み |
| 施策１　広報・啓発活動の推進 | ・障害者理解の啓発・障害者配慮の促進 |
| 施策２　福祉教育の推進 | ・学校における福祉教育の推進・イベント等を通じた交流の促進 |
| 施策３　情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進 | ・情報のバリアフリー化の推進・意思疎通支援の推進 |
| 施策４　公共空間のバリアフリー化の推進 | ・公共施設等のバリアフリー化の推進 |
| 施策５　移動のバリアフリー化の推進 | ・公共交通機関のバリアフリー化の促進・外出支援施策の推進 |

* 基本目標Ⅱ　障害のある人が自立して平等に暮らすためのまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、自分らしく日常生活をおくるためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を向上、持続していく必要があります。

そのため、障害福祉サービス等や保健・医療などを円滑に提供するなど、障害のある人の日常生活を支える取り組みと権利擁護を推進します。なお、障害のある人の生活支援にあたっては、障害の重度化や重複化、障害のある人とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に取り組みます。

|  |
| --- |
| **★「自立とは」★**「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味ですが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの考え方の普及を背景に、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられています。 |

**☞ 施策と主な取り組み**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　　策 | 主な取り組み |
| 施策６　相談支援の充実・強化 | ・障害福祉計画等（相談支援）の推進・切れ目ない相談支援体制の確保 |
| 施策７　生活支援の充実 | ・障害福祉計画（訪問系・日中活動系サービス等）の推進・補装具費・日常生活用具費の支給・諸手当の支給 |

**☞ 施策と主な取り組み（つづき）**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　　策 | 主な取り組み |
| 施策８　住まいの充実 | ・障害福祉計画（居住系サービス）の推進・住まいのバリアフリー化の推進 |
| 施策９　権利擁護の推進 | ・権利擁護に関する広報・啓発活動・障害者虐待等への的確な対応・成年後見に関する相談支援等・成年後見制度利用支援事業 |
| 施策10　保健サービスの提供 | ・健康診査等の実施・メンタルヘルス対策の推進 |
| 施策11　医療支援の推進 | ・医療費の助成・歯科診療の実施・医療的ケアを必要とする人等の支援体制の整備 |

* 基本目標Ⅲ　障害のある人の社会参加に向けたまちづくり

障害のある人が、地域社会を形成するひとりの町民として、地域社会におけるさまざまな活動に参加するためには、療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、共に活動、活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までの発達段階に応じたきめ細かな支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組み、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につなげます。また、地震や集中豪雨等による大規模災害の発生など、防災への意識を高めるとともに、障害のある人を災害から守る取り組みやボランティア活動を一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

**☞ 施策と主な取り組み**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　　策 | 主な取り組み |
| 施策12　就学前保育・療育等の充実 | ・乳幼児健康診査等の実施・障害のある児童の保育等の推進・障害児福祉計画（児童発達支援等）の推進 |
| 施策13　学校教育・特別支援教育の充実 | ・インクルーシブ教育の推進・特別支援教育の推進・障害児福祉計画（放課後等デイサービス等）の推進 |
| 施策14　一般就労の促進 | ・障害者理解の啓発（再掲）・障害者配慮の促進（再掲） |
| 施策15　福祉的就労の充実 | ・障害福祉計画（就労系サービス）の推進・障害者優先調達の推進 |
| 施策16　スポーツの推進 | ・障害のある人のスポーツの推進 |
| 施策17　文化芸術活動の推進 | ・障害のある人の文化芸術活動の推進 |
| 施策18　ボランティア活動の促進 | ・ボランティア活動の促進・障害のある人の地域福祉活動等の促進 |
| 施策19　防災・防犯対策等の推進 | ・災害時要援護者対策の推進・福祉避難所の設置・防犯・交通安全対策の推進 |

５ 第７期設楽町障害福祉計画・第３期設楽町障害児福祉計画

* 基本目標

基本理念のもと、国の基本指針を踏まえつつ、次の５つの基本目標を定め、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

①　障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

②　障害の種別によらないサービス等の提供

③　個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

④　障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

⑤　障害のある人の社会参加を支える取り組み

* 成果目標

国の基本指針に基づき、令和８年度を目標年度として、主に次の項目について目標値等を設定します。

①　施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障害の状態やニーズに合わせた支援を行い、障害のある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活（グループホームや一般住宅等での生活）への移行や継続を促進することとし、次のとおり目標値を設定します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 目標値 | 考　　え　　方 |
| 地域生活移行者数 | １人 | 基準となる令和４年度末の全施設入所者数（10人）のうち、グループホーム等へ移行する人数 |
| 施設入所者減少数 | 現状維持 | 令和４年度末の全施設入所者数（10人）から減少する人数 |

②　地域生活支援の充実

・令和８年度末までの間、親亡き後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、東三河北部圏域における地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に取り組むとともに、毎年度、その運用状況を検証、検討します。

・強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、設楽町障害者自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議を通じて、支援体制の整備に取り組ます。

③　福祉施設から一般就労への移行等

・令和８年度の福祉施設から一般就労（企業への就職や在宅で就労等）への移行者数は、基準となる令和３年度実績が０人であったため、１人を目標とします。なお、対象者は、就労移行支援事業の利用促進を図る観点から、当該事業からの移行者とします。

・就労移行支援事業所が町内に開設された場合には、令和８年度の当該事業所における利用終了者に占める一般就労への移行者の割合を５割以上とします。

・令和８年度の就労定着支援事業の利用者数を令和３年度（１人）の1.41倍の「２人」とします。

・就労定着支援事業所が町内に開設された場合には、令和８年度の当該事業所における就労定着率を７割以上とします。

④　障害児通所支援の提供体制の整備等

・東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図るとともに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保について検討します。

・医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置します。

● 障害福祉サービスの見込量

①　訪問系サービス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 居宅介護 | 居宅で介護や家事等の援助を行うサービス | 5 | 5 | 5 |
| 重度訪問介護 | 重度の障害のある人の在宅・入院時に長時間にわたる介護や移動中の介護を総合的に行うサービス | 0 | 0 | 1 |
| 同行援護 | 視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や介護等の援助を行うサービス | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 行動上著しい困難を有する人の外出時の介護や危険を回避するための必要な援護等を行うサービス | 0 | 0 | 0 |

②　日中活動系サービス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 生活介護 | 施設で介護や創作的活動等を行うサービス | 16 | 16 | 16 |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体機能の維持、回復等の訓練を行うサービス | 0 | 0 | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 生活能力の維持、向上等の訓練を行うサービス | 0 | 0 | 1 |
| 就労選択支援  | 適性等に合った就労先や働き方等の選択の支援を行うサービス ※令和７年度から開始予定 | - | 1 | 1 |
| 就労移行支援 | 一般就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行うサービス | 1 | 1 | 1 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 雇用契約等に基づく就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス | 2 | 2 | 2 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス | 8 | 8 | 8 |
| 就労定着支援 | 一般就労後の必要な連絡調整、助言等を行うサービス | 1 | 1 | 2 |
| 療養介護 | 医療機関併設の施設で看護や機能訓練等を行うサービス | 1 | 1 | 1 |
| 短期入所（ショートステイ） | 施設へ短期間入所し、介護等を受けるサービス（上段：福祉型　下段：医療型） | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 1 | 1 |

③　居住系サービス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 自立生活援助 | 地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行うサービス | 0 | 0 | 1 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 共同生活を営む住居（グループホーム）で介護や相談等の援助を行うサービス | 13 | 14 | 15 |
| 施設入所支援 | 施設に入所して介護等の援助を受けるサービス | 10 | 10 | 10 |

④　相談支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 計画相談支援 | サービス等利用計画の作成や見直しのための相談支援 | 8 | 8 | 8 |
| 地域移行支援 | 地域生活に移行するための相談支援 | 0 | 0 | 1 |
| 地域定着支援 | 常時の連絡体制や緊急時の相談支援 | 0 | 0 | 1 |

☞　既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、町外のサービス提供事業所と連携するなどし、見込量の確保に努めます。

● 地域生活支援事業の見込量

地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するもので、　①必須事業と市町村の判断により実施する②任意事業があり、主な事業の見込量は次のとおりです。

①　必須事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 利用者・件数：人・件／年

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 家庭裁判所への申し立てに要する費用など必要な経費の一部を助成する事業 | 1 | 2 | 3 |
| 日常生活用具給付等事業 | ①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具を給付等する事業 | 155 | 155 | 155 |
| 移動支援事業 | 余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業 | 1 | 1 | 1 |
| 地域活動支援センター事業 | 創作的活動や生産活動の機会の提供、交流の促進などを行う事業 | 5 | 5 | 5 |

②　任意事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　利用者数：人／年

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 訪問入浴サービス事業 | 居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業 | ※設楽町では、これまで町単独事業として町外の事業所を利用してサービスを実施してきましたが、任意事業としての実施を検討します。 |
| 日中一時支援事業 | 日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業 | 3 | 3 | 3 |

● 障害児通所支援等の見込量

①　障害児通所支援等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用児数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 児童発達支援 | 未就学の児童に集団療育や個別療育を行うサービス | 0 | 0 | 1 |
| 放課後等デイサービス | 就学している児童の放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力向上の訓練等を行うサービス | 2 | 2 | 2 |
| 保育所等訪問支援 | 訪問支援員が児童の通う保育所等を訪問し、専門的な助言等を行うサービス | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して個別療育を行うサービス | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | サービスの利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行う相談支援 | 1 | 1 | 1 |
| 医療的ケア児支援コーディネーター（年間配置数） | 医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置  | 3 | 3 | 3 |

②　障害のある児童の子ども・子育て支援等　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用児数：人／月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 放課後児童健全育成事業における障害のある児童の利用 | 1 | 1 | 1 |

☞　既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、町外のサービス提供事業所と連携するなどし、見込量の確保に努めます。

６ 計画の推進に向けて

●「第３次設楽町障害者計画」の推進にあたっては、必要に応じて、障害者自立支援協議会に障害者施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部署との連携、町民との協働により、障害者施策の一層の推進を図ります。

●「第７期設楽町障害福祉計画・第３期設楽町障害児福祉計画」の推進にあたっては、障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制の整備を図ります。

●「第７期設楽町障害福祉計画・第３期設楽町障害児福祉計画」の成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、検証、評価します。なお、活動指標（障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

●上記の検証、評価の結果、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障害者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

発　行　　設楽町　町民課

〒441-2301　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL　0536-62-0519

 　　　　　　　　　　 FAX 0536-62-1458

　　　　　　　　　　　　　　　　 Email chomin@town.shitara.lg.jp